

災害救助法の住宅の応急修理申込書

輪島市長 坂口 茂 様

住宅の応急修理を実施されたく申し込みます。

なお、住宅の応急修理の申し込みに関して、世帯員の収入、世帯構成を市の担当者が調査・確認することに同意します。

【被害を受けた住宅の所在地】 輪島市ニツ屋町2字29番地

【現在の住所】 同上

【現在の連絡先（TEL）】 0768-23-1156（自宅・携帯・勤務先・その他）

【生年月日】 大正・昭和・平成 30年 9月 21日生

【氏名】 輪島 太郎

- 1 被災日時 令和6年9月21日
- 2 災害名 ( 低気圧と前線による大雨に伴う災害 )
- 3 住宅の被害の程度 全壊、大規模半壊、中規模半壊、  
半壊、準半壊

市が発行する「り災証明書」に基づき、被害の程度に“○”を付けてください。  
 「資力に係る申出書」（様式第2号）も併せて提出してください。

4 被害を受けた住宅の部位  
(※該当箇所に○をつけてください。)

- ・ 屋根
- ・ 柱
- ・ 床
- ・ 外壁
- ・ 基礎
- ・ 梁
- ・ ドア
- ・ 窓
- ・ サッシ
- ・ 上下水道の配管
- ・ ガスの配管
- ・ 給排気設備の配管
- ・ 電気・電話線・テレビ線の配線
- ・ トイレ
- ・ 浴室
- ・ その他 ( )

受付欄

市町にて受付日・受付番号を記載

様式第2号

資力に関する申出書

輪島市長 坂口 茂 様

私、輪島太郎は、(低気圧と前線による大雨に伴う災害)のため、住家が半壊しております。

住家を修理する資力が下記の理由のとおり不足するため、応急修理を実施していただきますようお願いいたします。

記

※世帯の収入の状況、資力が不足する理由を具体的にご記入ください。

(記入例)

- ・住宅ローン、教育ローン等を組んでおり、手持ちの現金もほとんど無いため、応急修理費用が工面できない。
- ・日常生活費や教育費等の支払いで余裕がないため、応急修理を実施する資力がない。
- ・年金収入のみのため、応急修理を実施できる資力がない。
- ・介護費用などの出費で余裕がなく、応急修理を実施できる資力がない。

令和6年9月21日

申出者

被害を受けた住宅の所在地

輪島市二ツ屋町2字29番地

現在の住所

同上

氏名 輪島太郎

# 修理見積書

( 全壊 ・ 大規模半壊 ・ 中規模半壊 ・ **半壊** ・ 準半壊 )

※ 市町が発行する「り災証明書」等に基づき、該当する被害の程度に○をつけてください。

**見積金額 (総工事費) 1,000,000 円 (消費税込)**

「住宅の応急修理」申込関係

**見積金額(応急修理分)(※1) 717,000 円 (消費税込)**

**見積金額(被災者負担分) 283,000 円 (消費税込)**

申込者あての見積書で詳細のわかるものを添付してください。

**工事内訳は別紙のとおり  
(工事内訳は、修理業者が普段使用している様式を添付すれば良い)**

※1 1世帯あたりの限度額を超える場合は、限度額を記載すること

<限度額>全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊の場合： 717,000円の範囲内  
準半壊の場合： 348,000円の範囲内

※2 修理業者は本様式とともに、工事費の内訳を添付（※修理業者指定の様式で可。）すること。

修理業者は内訳（見積もり）の作成にあたって、応急修理対象工事に○をつけるなど、対象を区分する

※3 応急修理の受付時には工事費の内訳を確認し、応急修理の対象工事を確認すること。

輪島市長 坂口 茂 様

(※修理業者記入) 上記のとおり見積書を提出します。

令和6年9月21日

申込書と同じ日付を記入

令和6年9月21日

住 所	輪島市河井町1-1-1
会社名	株式会社 わじま
電話番号	0768-23-4870
代表者名	輪島 花子

(※修理申込者記入) 上記の見積書を確認しました。

住 所	輪島市二ツ屋町2字29番地
氏 名	輪島 太郎

(※市町記入欄)

市町名	受付番号	受付担当者名
輪島市		

# 住宅の被害状況に関する申出書 (住宅の応急修理に関する参考資料)

令和6年9月21日

輪島市長 宛

住所 輪島市二ツ屋町2字29番地

氏名 輪島 太郎

※ 災害救助法に基づく住宅の応急修理制度とは、自らの資力で修理を行うことができず、当面の日常生活に最低限必要な場所を確保できない方に対して、必要最小限の修理を行うものです。

## 1 応急修理対象箇所について

修理を希望する箇所は以下の部分です。

※ この制度で修理できる部分は、日常生活に欠かせない居室（居間・寝室）・炊事室・便所・浴室これらをつなぐ廊下です

修理対象箇所 床

## 2 床について 1の修理部分の各箇所の状態は以下のとおりです。

(※ 床の構造は、床組（床の骨組み）+床の下地板+表面の仕上材からなっています。)

- 床組 または 下地板 が壊れている。
- 下地材が吸水により変形、床下の湿気・悪臭・汚損がある。
- 仕上材のみの不具合 → 制度の対象外です。

## 3 壁について 1の修理部分の各箇所の状態は以下のとおりです。

(※壁の構造は、① 柱・はり+下地材+表面材（壁紙など）  
② 柱・はり+仕上板（プリント合板・板など）  
③ 柱・はり+竹組下地+塗仕上げ からなっています。)

- 柱・はり または 下地板 が壊れている。
- 下地板・仕上板が地震により変形しており、日常生活に支障がある。
- 下地板・仕上板が吸水により湿気・悪臭・汚損があり、日常生活に支障がある。
- 壁紙がはがれているのみ → 制度の対象外です。

## 4 屋根について 1の修理部分の各箇所の状態は以下のとおりです。

(※屋根の構造は、小屋組+屋根の下地材+表面の仕上材からなっています。)

- 屋根の瓦等の仕上げ材、下地材 が壊れている。
- 雨漏りにより、天井・内壁・床に大きな被害があり、1室以上を使用できない。
- 屋内に浸水した痕跡がみられない、浸水被害が軽微 → 制度の対象外です。